

令和4・5・6年度

物品購入等競争入札参加資格審査申請書

## 提出の手引

〔令和6年2月期 中間受付用〕

山田町財政課入札管理係



## 目次

I	資格審査申請書の提出手続等について	1
1	概要	1
2	資格審査を受けることができない者	1
3	競争入札参加資格基準	1
4	物品購入等競争入札参加資格審査申請書の提出期間等	1
5	資格審査結果の通知	4
6	資格者名簿の有効期間	4
II	資格者名簿登載後の手続について	4
III	資格の喪失及び取消しについて	4
1	資格の喪失	4
2	資格の取消し	4
IV	提出期間以降の申請について	5
V	各様式の作成方法	6
1	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1（共通様式））	6
2	競争参加資格希望営業品目表（様式4-1①）	7
3	経営状況調査表（様式4-1②）	8
4	営業所一覧表（様式4-2）	10
5	登記事項証明書又は営業証明書	10
6	財務諸表類の写し（直前1年分）	10
7	国税納税証明書	10
8	町税の滞納がないことの証明書（証明願）	10
9	申請に係る委任状（代理人による申請をする場合）	10
10	減価償却に関する明細書（リース資産計上時）	11
11	山田町への申請における追加項目等及びその作成方法	11
	追加項目等一覧	12
VI	各様式の記載例	13
	様式第7号記載要領	26
別表	営業品目分類表	29



## I 資格審査申請書の提出手続等について

### 1 概要

山田町が発注する物品の製造の請負、物品の買入れ又は業務委託（建物の管理、機械の保守点検等）等の競争入札に参加するためには、あらかじめ競争入札参加資格基準に係る審査（以下「資格審査」という。）を受け、物品購入等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録される必要があります。

### 2 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- (2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを受けていない者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者

### 3 競争入札参加資格基準

資格審査を受けようとする者は、次に掲げる条件を全て満たしていなければなりません。

- (1) 令和 5 年 12 月 1 日（以下「審査基準日」という。）において、営業年数が 1 年以上あること。
- (2) 審査基準日の直前事業年度において、営業実績額があること。
- (3) 審査基準日において、国税及び地方税を完納していること。ただし、令和 5 年度課税分の納期未到来のものはこれに含めないものとする。

### 4 物品購入等競争入札参加資格審査申請書の提出期間等

#### (1) 提出期間

令和 6 年 2 月 1 日（木）から令和 6 年 2 月 29 日（木）17 時まで

※この期間中の土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

#### (2) 提出書類

申請に当たっての提出書類は、次の表のとおりとなります。記載方法等の詳細については、「V 各様式の作成方法」及び「VI 各様式の記載例」を参照してください。

番号	提出書類	提出対象	注意事項 ○：必須 △：該当者のみ
1	A 4 版紙製フラットファイル（色は任意）	○	提出書類を以下の順番どおりにファイルにとじてください。
2	一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式 1（共通様式）） <u>※ 2 枚に分かれています。</u>	○	行政書士等が代理申請をする場合は、申請者（代表者）から申請代理人（行政書士等）への委任状（任意様式）を添付してください。
3	競争参加資格希望営業品目表（様式 4-1 ①） <u>※「物品製造等」及び「役務の提供等」の 2 種類があります。それぞれ 2 枚に分かれています。</u>	○	29 ページ以降の別表「営業品目分類表」を参考に、希望する営業品目を選択してください。合致するものがない場合は、一番近いと思われるものを選択してください。 なお、別表中、営業品目が「その他」となっている項目を希望する場合は、本様式中の「その他」を詳細な品目名（任意）に入力し直してください。

4	経営状況調査表（様式4-1②）	○	「物品製造等」及び「役務の提供等」に係る経営状況を取りまとめて記載してください。希望する営業品目ごとに計算して作成する必要はありません。
5	営業所一覧表（様式4-2）	△	契約締結権限を委任しない場合は提出不要です。
6	登記事項証明書又は営業証明書（写し可） ※ 申請日から3か月以内のもの	○	法人：法務局が発行する登記事項証明書（商業・法人登記） <u>（履歴事項全部証明書）</u> 個人：住民登録地の市区町村が発行する営業証明書又は事業証明書
7	財務諸表類の写し（直近1年分）	○	法人：決算期に作成した貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書 個人：確定申告書の写し（事業に係る収支内訳書又は青色申告決算書等も含む）
8	国税納税証明書（写し可） ※ 申請日から3か月以内のもの	○	法人：納税証明書 その3の3 個人：納税証明書 その3の2
9	町税の滞納がないことの証明書（証明願） <u>※ 山田町に納税義務がある者は、必ず提出すること。</u>	△	法人の代表者が山田町内に住所を有する場合には、代表者個人分についても証明を受けて提出してください。 <u>※ 山田町内に営業所を有する申請者は、必ず提出してください。</u>
10	減価償却に関する明細書	△	経営状況調査表（様式4-1②）の29欄においてリース資産を計上する場合に提出してください。該当がない場合は提出不要です。
11	官公庁に対する営業実績額調書（様式第1号）	○	営業を希望する品目について、申請書を提出する日の直前2年間の国（公社及び公団を含む）、地方公共団体等を相手方とする契約実績を記載してください。 該当する実績がない場合は、何も記載せずに提出してください。
12	代理店・特約店等調書（様式第2号）	△	営業を希望する品目について、代理店・特約店等の契約がある場合はこの様式を作成してください。該当がない場合は提出不要です。
13	許可・認可等調書（様式第3号）	△	営業を希望する品目について資格等を有している場合は、本様式と併せて資格証等の写しを添付してください。 資格等の例については、29ページ以降の別表「営業品目分類表」中の「関係する資格・許可・登録の例」を参照してください。別表に記載がないものでも、営業に当たって資格等が必要な場合は、同様に資格証等の写しを添付してください。 該当がない場合は提出不要です。

14	印刷機械設備等内訳書（様式第4号）	△	29 ページ以降の別表「営業品目分類表」中、「印刷製本」（コード 0401～0404）を希望する場合に作成してください。
15	印鑑証明書（写し可） ※ 申請日から3か月以内のもの	○	法人：本店所在地を管轄する法務局が発行したもの 個人：住民登録地の市区町村が発行したもの
16	委任状（様式第5号）	△	契約締結権限を支店長・営業所長等の代理人に委任する場合に提出してください。なお、委任に当たっては、本様式に記載されている委任事項全てを代理人に委任することが必要です。
17	使用印鑑届（様式第6号）	△	次のいずれかに該当する申請者は提出してください。 ・入札、契約の締結等に使用する印鑑が実印（登録印）と異なる場合 ・委任状（様式第5号）を提出する場合
18	資本関係・人的関係調書（様式第7号）	○	<u>資本関係・人的関係の該当がない場合でも必ず提出してください。</u> 該当有となる基準については、26 ページの「様式第7号記載要領」を参照してください。
19	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書	○	<u>必ず本町の様式をお使いください。本書の提出がない場合は、申請を受け付けません。</u>
20	提出書類チェックリスト	○	No. 1 と No. 2 の 2 種類あります。
21	審査結果送付用封筒	○	<u>長 3 号封筒 1 枚に返送先を明記の上、84 円切手を貼付けしてください。</u>
22	[任意] 受付証、受付証返送用封筒	△	審査結果通知とは別に受付を行った旨の通知が必要なときは、下記のいずれかを申請時にご提出ください。 ・受付証（任意様式）及び受付証返信用封筒（84 円切手を貼付けしたもの） ・官製はがきを使用した受付証（任意様式）

(3) 申請書の提出に当たっての注意事項

- ア 提出書類は、A4 版紙製フラットファイル（色は任意）にとじ込みの上、表紙及び背表紙に「商号又は名称」を記入してください。ただし、(2)の表中 21 の審査結果送付用封筒及び 22 の受付証、受付証返送用封筒は、「クリアポケット」等の透明・袋状のシートに入れ、提出書類の一番上にとじてください。
- イ 提出書類に押印する印鑑については、委任状（様式第5号）及び使用印鑑届（様式第6号）の使用印欄を除き、全て実印（印鑑証明書の登録印）としてください。

(4) 申請書の提出先

- ア 提出先 山田町役場 財政課 入札管理係

イ 所在地 〒028-1392 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

ウ 電話番号 0193-82-3111 (内線 427、428)

(5) 申請書の提出方法

直接持参又は郵送とします。(郵送の場合は、提出期限内に必着とします。)

(6) 提出部数

**提出部数は、1部**とします。

## 5 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、令和6年3月下旬頃(予定)に文書で通知します。

## 6 資格者名簿の有効期間

**今回の申請による資格者名簿の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間の予定です。**

# II 資格者名簿登載後の手続について

## 申請書類記載事項の変更届

申請書類の提出後、次の各号のいずれかに該当する場合は、その都度、一般競争(指名競争)参加資格審査申請書変更届(様式第8号)を提出してください。変更届の記載例及び必要となる添付書類の例は、28ページを参照してください。

- (1) 所在地、電話番号等を変更した場合
- (2) 商号又は名称、代表者等を変更した場合
- (3) その他申請書類の記載事項等に変更があった場合

# III 資格の喪失及び取消しについて

## 1 資格の喪失

資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、資格が失われます。

- (1) 地方自治法施行令第167条の11第1項で準用する同令第167条の4第1項の規定に該当する者となった場合(未成年者、成年被後見人又は被保佐人であって契約締結のために必要な法定代理人の同意を得ている場合は、同項の規定には該当しません。)
- (2) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、当該許可、認可等を取り消された場合

## 2 資格の取消し

資格者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、資格が取り消されることがあります。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- (4) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。
- (5) 正当な理由がなく契約を履行しなかったとき。
- (6) (1)から(5)までに掲げる事項のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契



- 約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- (7) I 2 (3)に該当する者であることが判明した場合で極めて悪質であると町長が認めたとき。

#### IV 提出期間以降の申請について

##### 随時申請

次の各号のいずれかに該当する方は、I 4 (1)の期間外であっても随時申請することができます。  
なお、申請書の提出に当たっては、事前に財政課入札管理係までご連絡ください。

- (1) 資格者名簿に登載されていた者から営業用資産を承継した場合
- (2) 資格者名簿に登載されている者が名簿に登載される際に所有していた営業用資産をもって設立した法人
- (3) 名簿に登載されていた法人が他の法人と合併(当該法人が他の法人に吸収された場合を除く。)して設立した法人
- (4) III 1 (2)に該当するとして資格を失った後、新たに営業に関し許可、認可等を受けた場合
- (5) III 2に該当するとして資格を取り消され、その期間が経過した場合

## V 各様式の作成方法

申請書類の記載事項の基準日については、特筆がない限りは申請日直前の営業年度の終了日としてください。

### 1 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1（共通様式））

- (1) 英数字については、半角で入力してください。
- (2) 様式中「※」と記載されている項目については、何も記載しないでください。
- (3) 「01 新規・更新」欄には、該当する申請区分に「○」を記載してください。  
 なお、「新規」とは、山田町に対して過去に一度も申請を行っておらず初めて申請をする場合、又は過去に何度か申請をしたことがあっても前回の申請を行っていない場合をいいます。
- (4) 「04 法人番号」欄には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けている場合に、国税庁長官から通知された13桁の法人番号を記載してください（登記事項証明書に記載されている「会社法人等番号」とは異なります）。なお、個人事業者等、法人番号がない場合には記載を要しません。
- (5) 「03 業者コード」及び「05 建設業許可番号」欄については、記載を要しません。
- (6) 「06 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第4号に該当する組合である場合に、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載してください。
- (7) 「09 商号又は名称」欄における株式会社等法人の種類を表わす文字については、次の表の略号を用いてください。  
 なお、この表の区分に該当しない法人については、本様式上の略号を記載する（ ）を空欄とし、右欄に略称表記をせずに記載してください。

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社	有限責任事業組合	経常建設共同企業体
略号	(株)	(有)	(資)	(名)	(同)	(業)	(企)	(合)	(責)	(共)
種類	一般財団法人		一般社団法人		公益財団法人		公益社団法人		特例財団法人	特例社団法人
略号	(一財)		(一社)		(公財)		(公社)		(特財)	(特社)

- (8) 「11 代表者氏名」欄において、ミドルネームを持つ方については、「姓」欄にラストネーム、「名」欄にファーストネーム及びミドルネームを記載してください。この方法によることができない場合は、全てを「姓」欄に記載してください。  
 なお、本様式におけるその他の氏名欄についても同様に記載してください。
- (9) 「12 本社（店）電話番号」欄及び「16 担当者電話番号」欄における市外局番、市内局番及び番号については、（ ）を用いずに数字のみを記載してください。内線番号欄は、該当がある場合に記載してください。なお、ファックス番号がある場合は、12欄の欄外右側に追加で記載をお願いします。
- (10) 「17 担当者メールアドレス」欄については、山田町からの種々の連絡に対応できるEメールアドレスを記載してください。アドレスがない場合は記載不要です。
- (11) 「18 代理申請時使用欄」は、行政書士等が委任を受けて代理申請する場合に記載してください。

- い。なお、従業員が代表者に代わって申請書を提出する場合は、本欄への記載は不要です。
- (12) 「19 外資状況」欄については、外資系企業（日本国籍会社を含む。）である場合に、該当する会社区分に「○」を記載するとともに、[ ] 内に外国名を、( ) 内に当該国の資本の比率をそれぞれ記載してください。外資がない場合には、「外資なし」欄に「○」を記載してください。
- なお、「3 日本国籍会社」（外資比率：100%）とは100パーセント外国資本の会社を、「4 日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。
- (13) 「20 営業年数」欄には、「物品製造等」又は「役務の提供等」に係る事業の開始日から審査基準日の直前の営業年度の終了日までの期間（1年未満切り捨て）を記載してください。ただし、この間に当該事業を中断した期間がある場合には、これを除いた期間（1年未満切り捨て）で記載してください。
- (14) 「21 常勤職員の人数（人）」欄については、次により記載してください。
- ア 「① 技術職員」及び「② 事務職員」の各欄には、審査基準日の直前の営業年度の終了日の前日において常時雇用している従業員のうち、専ら登録を希望する業種に従事している職員の人数を記入してください。
- イ 「③ その他の職員」欄には、ア以外の職員数で法人にあつては常勤役員の数を含めた人数を、個人にあつては事業主を含めた人数をそれぞれ記載してください。
- ウ 「④ 計」欄には、①～③の合計人数を記入してください。
- エ 「⑤ 役職員等」欄には、常勤役員又は事業主の人数を内数で記載してください。
- (15) 「22 設立年月日（和暦）」欄には、登記事項証明書に記載の設立年月日を記載してください。なお、個人事業者の場合には記載を要しません。
- (16) 「23 みなし大企業」欄は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、次のいずれかに該当する中小企業（みなし大企業）に当たる場合に「下記のいずれかに該当する」欄に「○」を記載してください。これに該当しない場合は「該当しない」欄に「○」を記載してください。
- ア 発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業  
イ 発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業  
ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

## 2 競争参加資格希望営業品目表（様式4-1①）

本様式の「24 希望する資格の種類等」欄及び「25 希望する資格の種類等」欄については、次により記載してください。なお、本様式は「物品製造等」（24欄）と「役務の提供等」（25欄）で様式が分かれており、それぞれ2枚1組となっています。

- (1) 「物品の製造又は販売」「修繕類」「物品の借上げ」「物品の売払い」「役務の提供」「保守点検」「施設維持管理」「その他契約」から、希望する資格の種類を選択（複数選択可）し、それぞれの「資格の種類」の右の欄に「○」を記載してください。
- (2) 「営業品目」欄は、(1)で選択した資格の種類ごとに、29ページ以降の別表「営業品目分類表」を参考に該当する希望営業品目を選択し、各コードの左の欄に「○」を記載してください。合致するものがない場合は、一番近いと思われるものを選択してください。

このうち、品目名が「その他」となっているコード「0708」「1106」「1504」「1605」「1711」「1806」「1904」「2030」「2112」「2209」のいずれかを希望する場合は、本様式中の営業品目名「その他」を、申請者が希望する詳細の品目等の名称（任意）に記載し直してください。

### 3 経営状況調査表（様式4-1②）

各項目の記載方法はそれぞれに掲げるとおりとなります。なお、本様式は資格審査を希望する営業品目ごとに計算して作成する必要はありません。

(1) 「26 製造・販売等実績」欄は、次により記載してください。

ア 「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の「年 月から 年 月まで」と記載された欄に、該当する決算期の年月を記載してください。

イ 「直前々年度分決算」欄には審査基準日の直前1年度分決算（審査基準日の直前の事業年度の決算のことをいう。以下同じ。）の前の事業年度の決算による実績高を、「直前年度分決算」欄には直前1年度分決算による実績高を、「前2ヶ年間の平均実績高」欄には両決算に基づき算定した前2か年間の平均実績高を記載してください（百円単位は四捨五入）。ただし、建設工事、測量等の「物品製造等」又は「役務の提供等」以外の業種の実績がある場合は、その実績は含めないで計上してください。

ウ 決算が1事業年度1回の場合は、「直前々年度分決算」及び「直前年度分決算」の各欄は、当該左右欄のうち、右欄にのみ記載してください。

エ 個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等においては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績（ただし、申請者が行っている事業に係るものに限る。）を含めた実績を記載してください。

(2) 「27 自己資本額」欄は、次により記載してください。

ア 「① 株主資本」欄には、次の計算式により算出した金額を記載してください（百円単位は四捨五入）。また、申請者が外資系企業の場合には、「① 株主資本」欄の下段の（ ）内に外国資本の額を内数で記載してください。

計算式：払込済資本金の額＋（新株式申込証拠金の額＋資本剰余金の額＋利益剰余金の額＋自己株式申込証拠金の額）－自己株式の額

なお、申請者が次のいずれかに該当する者である場合は、上記の計算式によらずにそれぞれに掲げる算出方法により本欄を記載してください。

(ア) 有限会社：出資払込金の額＋出資申込証拠金の額

(イ) 組合：組合の基本財産の額＋組合員の払込資本金の額＋利益剰余金の額

(ウ) 所得税青色申告決算書により確定申告を行う個人事業者：確定申告書控えの貸借対照表から、次の式により算出し、「④ 計」欄にも同じ金額を記載すること。

計算式：（事業主借の額＋元入金の額＋青色申告特別控除前の所得金額）－事業主貸の額

(エ) 所得税確定申告書Bにより確定申告を行う個人事業者：自己資本額は「0」とすること

イ 「② 評価・換算差額等」欄には、その他有価証券評価差額金、繰延ヘッジ損益、土地再評価差額金があった場合に、その合計の額を記載してください。

ウ 「③ 新株予約権」欄には、新株予約権があった場合にその額を記載してください。

(3) 「28 経営状況（流動比率）」欄の「① 流動資産」及び「② 流動負債」の各欄は、直前1年度分決算の数値により記載してください（百円単位は四捨五入）。「③ 流動比率」欄は、小数点以下第二位を四捨五入して小数点以下第一位までの数値を記載してください。

(4) 「29 設備の額」欄は、2の競争参加資格希望営業品目表（物品製造等）（様式4-1①）を提出する申請者のうち、製造の業務を行っている場合に記載してください。記載する内容については、貸借対照表の「有形固定資産」（減価償却後の額）より、次に掲げるところにより記載して

ください。

ア 「① 機械装置類」：機械装置の金額

イ 「② 運搬具類」：車両運搬具の金額

ウ 「③ 工具その他」：構築物、工具器具及び備品、建設仮勘定及びリース資産の金額（土地、建物（付帯設備を含む）は除くこと。）

なお、設備にリース資産を計上する場合には、10の「減価償却に関する明細書（リース資産計上時）」に掲げる資料を添付してください。なお、貸借対照表に計上されていない資産については、別途明細があってもその分の金額を計上しないでください。

(5) 「30 主たる事業の種類」欄は、次の表から申請者の主たる事業の種類に該当する区分を1つ選択し、「○」を記載してください。

主たる事業の種類		内容
1. 物品の製造	a. ゴム製品	「日本標準産業分類」の大分類E－製造業の中分類19（ゴム製品製造業）
	b. その他	「日本標準産業分類」の大分類Eの「a. ゴム製品」製造業以外の製造業
2. 物品の販売	c. 卸売	「日本標準産業分類」の大分類Iの中分類50から55まで
	d. 小売	「日本標準産業分類」の大分類Iの中分類56から61及び大分類Mの中分類76（飲食店）及び77（持ち帰り・配達飲食サービス業）
3. 役務の提供等	e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業	「日本標準産業分類」の大分類G－情報通信業の中分類39（情報サービス業）
	f. 旅館業	「日本標準産業分類」の大分類M－宿泊業、飲食サービス業の中分類75（宿泊業）
	g. サービス業	「日本標準産業分類」の大分類G（情報通信業）の中分類38（放送業）及び小分類411（映像情報制作・配給業）、412（音声情報制作業）、415（広告制作業）及び416（映像・サービス業音声・文字情報制作に付帯するサービス業）、大分類K（不動産業、物品賃貸業）の小分類693（駐車場業）及び中分類70（物品賃貸業）、大分類L（学術研究、専門・技術サービス業）、大分類N（生活関連サービス業、娯楽業。ただし、小分類791（旅行業）を除く。）、大分類O（教育、学習支援業）、大分類P（医療、福祉）、大分類Q（複合サービス事業）、大分類R（サービス業（他に分類されないもの））
	h. その他	「a. ゴム製品」「b. その他」「c. 卸売」「d. 小売」「e. ソフトウェア業又は情報処理サービス業」「f. 旅館業」「g. サービス業」を含まない全ての業種
4. 物品の買受け	i. 立木竹	立木竹を扱う買受け業
	j. その他	「i. 立木竹」以外の営業品目を扱う買受け業

(6) 「31 営業年数の詳細」の「④営業年数」欄の年数は、1の一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（様式1（共通様式））の「20 営業年数」欄の年数と一致させてください。

#### 4 営業所一覧表（様式4-2）

この書類は申請日現在の情報で作成し、様式の末尾にある記載要領に従って記載してください。なお、営業所にファックス番号がある場合は、余白部分に追加で記載をお願いします。契約締結権限を営業所等に委任しない場合は、本様式の作成は不要です。

「営業区域」コードについては、下記のコードとします。様式内の本項目の内容を変更しないでください。

コード	営業区域
01	山田町全域

#### 5 登記事項証明書又は営業証明書

以下の証明書で、申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。（写し可）

【法人の場合】法務局が発行する登記事項証明書（商業・法人登記）（履歴事項全部証明書）

【個人事業者の場合】住民登録地の市区町村が発行する営業証明書又は事業証明書

なお、申請者が外国事業者の場合は、登記事項証明書に代えて当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面とすることができます。

#### 6 財務諸表類の写し（直前1年分）

申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書及び利益金処分（損失処理）計算書をいいます。全ての申請者が提出対象となります。

会社法及び会社計算規則により計算資料を作成する法人にあつては貸借対照表及び損益計算書が、個人事業者にあつては確定申告書及び事業に係る収支内訳書又は青色申告決算書等が該当します。

#### 7 国税納税証明書

国税（所得税又は法人税、消費税及び地方消費税）に係る納税証明書で、申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。（写し可。全ての申請者が提出対象となります。）

法人の場合：納税証明書（その3の3）

個人事業者の場合：納税証明書（その3の2）

#### 8 町税の滞納がないことの証明書（証明願）

山田町に納付すべき町税に係る納税証明書となります。申請書提出日の直前3か月以内に発行されたものを提出してください。

この書類は、山田町に納税義務がある申請者が提出の対象となります。山田町内に営業所を有する申請者は必ず提出してください。なお、法人の代表者の住所が山田町内にある場合は、代表者個人分についても証明を受けて提出してください。

様式は「証明願」を使用し、「証明願」及び「税証明交付申請書」に必要事項を記入した上で、山田町役場税務課で証明（発行）を受けてください。

#### 9 申請に係る委任状（代理人による申請をする場合）

行政書士等の代理人により申請する場合には、申請者の代表者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状（正本、任意様式）を提出してください。自社の従業員が持参して提出する場合は、この書類の作成は不要です。

なお、本委任状の要件は以下のとおりです。

- (1) 委任状の日付が申請から3か月以内のものであること
- (2) 委任の範囲が具体的に記載してあること (ただし、資格審査結果通知書の受領の権限を委任することはできません。)
- (3) 受任者が行政書士の場合は、登録番号（行政書士証票の番号）の記載があること
- (4) 委任者・受任者の氏名、住所の記載があること

#### **10 減価償却に関する明細書（リース資産計上時）**

物品の製造に係る登録を希望する場合で、貸借対照表に「リース資産」の項目を設けている場合は、リース資産を機械装置類等の額として計上することができます。計上する場合は、具体的な設備内容を判断するため、機械設備や車両等のそれぞれの資産額が分かる資料又はリース残高が確認できる資料、減価償却に関する明細書等を提出してください。該当がない場合は、この書類の提出は不要です。

#### **11 山田町への申請における追加項目等及びその作成方法**

山田町において、独自に追加する項目及び添付資料については、次ページの追加項目等一覧のとおりです。各書類の記載内容及び添付資料等については、13 ページ以降の記載例をそれぞれ参照してください。

## 追加項目等一覧(岩手県山田町)

①追加する項目						
番号	項目名	項目の説明	法人	個人	追加する理由	備考
1	官公庁に対する営業実績額調書(様式第1号)	申請書を提出する直前2年間の国(公社及び公団を含む。)、地方公共団体等を相手方とする契約実績について、本様式に記載し提出すること。	○	○	入札及び見積に係る業者選定や契約保証金の免除要件の判断資料として使用するため	全ての申請者が提出すること。該当する実績がない場合は、未記載のまま本様式を提出すること。
2	代理店・特約店等調書(様式第2号)	申請者が、メーカーの代理店又は特約店等である場合は、該当する営業品目コード、品名及びメーカー名について本様式に記載し提出すること。	○	○	入札及び見積に係る業者選定の資料として使用するため	該当がない場合は、本様式の提出を不要とする。
3	許可・認可等調書(様式第3号)	営業に関し、許可又は認可等を必要とする場合は、該当する営業品目コード及び資格名について本様式に記載し提出すること。	○	○	許可又は認可等を必要とする業種の資格状況を把握するため	提出に当たっては、当該資格証等の写しを添付すること。なお、該当がない場合は本様式の提出を不要とする。
4	印刷機械設備等内訳書	印刷製本(コード0401～0404)への登録を希望する場合は、各区分に係る人員、機械設備等について、本様式に記載し提出すること。	○	○	印刷設備の保有状況を把握するため	印刷製本への登録を希望する場合は、必ず提出すること。 印刷製本を希望しない申請者は、本様式の提出を不要とする。

②追加する添付資料						
番号	添付資料名	添付資料の説明	法人	個人	追加する理由	備考
1	印鑑証明書	法人の場合は、本店所在地を管轄する法務局で発行されたもの。 個人事業者の場合は、住民登録地の市区町村で発行されたもの。	○	○	契約書等使用印の印影を確認するため	全ての申請者が提出すること。提出する証明書は、申請書提出日の直前3か月以内に発行されたもの(写し可)とすること。
2	委任状(様式第5号)	契約締結権限を代表者から営業所一覧表(様式4-2)に記載した営業所等の代理人に委任する場合に、本様式を作成すること。	○	○	支店・営業所等の契約締結権者を確認するため	契約締結権限を委任しない場合は提出不要とする。なお、複数の代理人への委任は認めない。
3	使用印鑑届(様式第6号)	登録印(実印)と契約書等に押印する使用印が異なる場合は本様式を作成すること。 委任状(様式第5号)を提出する場合は、必ず提出すること。	○	○	契約書等使用印の印影を確認するため	契約締結権限を委任しない場合かつ登録印(実印)を使用する場合は、本様式の提出不要とする。
4	資本関係・人的関係調書(様式第7号)	一定の資本関係・人的関係に該当する者の有無についての調書	○	○	山田町に入札参加資格審査申請をしている他の者との一定の資本関係・人的関係の有無を確認するため	該当がない場合でも全ての申請者が必ず提出すること。 作成に当たっては、26ページの「様式第7号記載要領」を参照すること。
5	暴力団・暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書	申請者が暴力団等に該当しないことについての誓約書	○	○	山田町暴力団排除条例(平成25年山田町条例第8号)に基づき、申請者が暴力団等に該当しないことを確認するため	本町の様式を必ず使用するとともに、全ての申請者が必ず提出すること。提出がない場合又は他自治体の様式を使用した場合は、申請を受け付けない。



## VI 各様式の記載例



(記載例)

01	<input checked="" type="radio"/> 新規 <input type="radio"/> 更新	02 受付番号※		04 法人番号	1234567890123	06 適格組合証明	取得年月日	年	月	日
		03 業者コード		05 建設業許可番号	-	番号				号

業者コードは記載不要です。

注) 05については建設工事に係る競争について申請する場合に記入する。

一般競争(指名競争)参加資格審査申請書

令和6年度に 山田町 で行われる入札に参加する資格の審査を申請します。  
 なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

令和 6 年 2 月 〇〇 日

山田町長 殿

07	本社(店)郵便番号	028 - 1341
08	本社(店)住所	都道府県 岩手県 市区町村 下閉伊郡山田町 町名番地 八幡町3番20号
09	商号又は名称	フリガナ ヤマダサンギョウ 略号 株 山田産業
10	代表者役職	代表取締役
11	代表者氏名	フリガナ セイ: ヤマダ メイ: タロウ 姓: 山田 名: 太郎
12	本社(店)電話番号	0193 - 82 - 3111 FAX: 0193-82-4989
13	担当者	部署名(所属名) 総務部 セイ: ヤマダ メイ: ジロウ 姓: 山田 名: 二郎
14	担当者郵便番号	028 - 1371 ※本社(店)と同じ場合には、郵便番号欄を空欄とし、住所欄に「本社と同じ」と記載
15	担当者住所	都道府県 岩手県 市区町村 下閉伊郡山田町 町名番地 船越第6地割52番地8
16	担当者電話番号	0193 - 84 - 3232 (内線番号 123) ※本社(店)と同じ場合には、「本社と同じ」と記載
17	担当者メールアドレス	yamada_funakoshi @ tantousya.jp

法人の種類が商号の後ろにつく場合(例: 山田産業株式会社)でも、商号のみの記載で差し支えありません。  
 法人の種類は、略号欄に記載してください。

様式1(共通様式)への押印は不要とします。

ファックス番号がある場合、余白部分に記載をお願いします。

※代表者が申請担当者を兼ねる場合、役職を記載

様式1 (共通様式)

(記載例)

(18 代理申請時使用欄)

18 申請代理人氏名

セイ: ヤマダ      メイ: サプロウ  
 姓: 山田      名: 三郎      行政書士登録番号: 23456789

郵便番号: 028 - 1302

18欄は、行政書士等が代理で申請書を提出する場合にのみ記載してください。自社の社員が提出する場合は、記載不要です。

住所

都道府県	市区町村	町名番地
岩手県	下閉伊郡山田町	豊間根第3地割177番地4

電話番号: 0193 - 86 - 2111

メールアドレス: yamada\_toyomane @ dairinin.jp

19 外資状況

<input checked="" type="checkbox"/> 1 外資なし	<input type="checkbox"/> 2 外国籍会社 [ 国名: ]	<input type="checkbox"/> 3 日本国籍会社 [ 国名: ] (外資比率: 100%)	<input type="checkbox"/> 4 日本国籍会社 [ 国名: ] (外資比率: %)	<input type="checkbox"/> 日本国籍会社 [ 国名: ] (外資比率: %)
--	---	--	---	---

20 営業年数: 34 年 (合併等後 年 ヶ月)  
 ↑建設工事の競争入札参加資格申請において、合併等から経営事項審査の基準日までの期間が5年未満の場合に記載。

21 常勤職員の人数(人)

①技術職員	②事務職員	③その他の職員	④合計	⑤役員等(④の内数)
20	30	30	80	5

22 設立年月日(和暦): 平成 1 年 1 月 20 日

23 みなし大企業  下記のいずれかに該当する  該当しない

- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

※欄については、記載しないこと。

この様式も忘れずに印刷してください。

(記載例)

※ 受付番号

※ 業者コード

競争参加資格希望営業品目表(物品製造等)

下の営業品目コードに「○」を付けた場合は、「資格の種類」の右欄にも「○」を付けるのを忘れないでください。

24 希望する資格の種類等(希望する資格の種類と営業品目に○をつける。複数選択可)

資格の種類	○	コード	物品の製造又は販売
営業品目	<input type="radio"/>	0101	紙類
	<input type="radio"/>	0102	文房具
	<input type="radio"/>	0103	事務機器
	<input type="radio"/>	0104	OA機器
	<input type="radio"/>	0105	印刷機、複写機
	<input type="radio"/>	0106	印章
		0201	木製家具
	<input type="radio"/>	0202	金属製家具
		0203	学校用家具
		0204	室内装飾
	<input type="radio"/>	0301	繊維系衣類
		0302	ナイロン・ゴム製品
		0303	革製品
		0304	寝具
		0305	日用品
	<input type="radio"/>	0401	一般印刷
		0402	封筒印刷
		0403	地図印刷
		0404	製本
	<input type="radio"/>	0501	車両・機械用燃料
		0502	暖房用燃料
		0503	プロパンガス
		0601	一般車両
		0602	バス、トラック
		0603	緊急車両
		0604	特殊車両
		0605	バイク、自転車
		0606	船舶
		0607	車両・船舶用品
	<input type="radio"/>	0701	一般家電機器
		0702	通信機器
	0703	情報処理機器	
	0704	農林用機器	
	0705	作業用機器	
	0706	冷暖房機器	

資格の種類	○	コード	物品の製造又は販売
営業品目		0707	電源機器
	<input type="radio"/>	0708	ドローン
		0801	計測機器
		0802	測量機器
		0803	測定機器
		0804	観測機器
		0805	監視機器
		0806	水道メーター
	<input type="radio"/>	0901	写真用品
		0902	現像
		0903	光学機器
		1001	家庭用厨房機器
		1002	業務用厨房機器
		1003	厨房用品
		1101	消防・防災用品
		1102	避難所用品
		1103	消防機器
		1104	防災機器
		1105	非常食
		1106	その他(消防・防災用品)
		1201	衛生機器
		1202	高度管理医療用機器
		1203	医療備品
		1204	衛生用品
		1205	衛生系紙類
		1301	医療用薬品
		1302	消毒用薬品
		1303	農業用薬品
		1304	工業用薬品
	<input type="radio"/>	1401	学校用教材
	<input type="radio"/>	1402	保育用教材
<input type="radio"/>	1403	図書	
<input type="radio"/>	1404	CD、DVD	
	1405	スポーツ用品	
	1406	楽器	

資格の種類	○	コード	物品の借上げ
営業品目		1801	建設機械
	<input type="radio"/>	1802	事務機器
	<input type="radio"/>	1803	印刷機、複写機
		1804	自動車
		1805	仮設建物
	<input type="radio"/>	1806	教育用ソフト
			「その他」となっている品目 (0708, 1106, 1504, 1605, 1711, 1806, 1904, 2030, 2112, 2209) に限り、希望する詳細の営業品目に書き換えて申請してください。 ※ 空白部分に記載でも構いません。

- 1 本様式は、業種ごと(「物品製造等」又は「役務の提供等」)に分かれているので、それぞれ作成してください。
- 2 本様式は、業種ごとに2枚1組となっているので、希望品目がない場合でもそれぞれ2枚とも提出してください。

※ 受付番号  ※ 業者コード

経営状況調査表(物品製造・役務の提供等)

実績額には、「物品製造等」又は「役務の提供等」の金額のみ計上してください。

26 製造・販売等実績

① 直前々年度分決算						② 直前年度分決算						③ 前2ヶ年間の平均実績高 (千円)			
年	月	月	年	月	月	年	月	月	年	月	月				
		から	R3	年	4	から	R4	年	4	から	R5		年	3	月
		月	R4	年	3	月	R5	年	3	月	R5	年	3	月	まで
(千円)						(千円)						(千円)			
36,000						40,000						38,000			

27 自己資本額

区 分	直前決算時(千円)
① 株 主 資 本 (うち外国資本)	10,000 ( 0 )
② 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
③ 新 株 予 約 権	0
④ 計	10,000

28 経営状況(流動比率)

区 分	直前年度分決算
① 流動資産 (a)	6,500 (千円)
② 流動負債 (b)	6,000 (千円)
③ 流動比率 (a/b×100)	108.3 (%)

29 設備の額

①機械装置類(千円)	②運搬具類(千円)	③工具その他(千円)	④合計(千円)
	2,800	900	3,700

いずれか1つに必ず「○」を付けてください。

30 主たる事業の種類

1. 物品の製造 <input type="checkbox"/> ゴム製品 <input checked="" type="checkbox"/> その他	2. 物品の販売 <input type="checkbox"/> 卸売 <input type="checkbox"/> 小売	3. 役務の提供等 <input type="checkbox"/> ソフトウェア業又は情報処理サービス業 <input type="checkbox"/> 旅館業 <input type="checkbox"/> サービス業 <input type="checkbox"/> その他	4. 物品の買受け <input type="checkbox"/> 立木竹 <input type="checkbox"/> その他
---	---	---	--

31 営業年数の詳細

① 創 業	平成 1 年 1 月 20 日
② 休 業 期 間 又 は 転 ( 廃 ) 業 の 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
③ 現 組 織 へ の 変 更	年 月 日
④ 営 業 年 数	34 年

この様式は、希望する営業品目ごとに計算して作成する必要はありません。26 欄から 29 欄については、直前1年度分決算の財務諸表類から該当する数値を引照して記載してください。

※ 受付番号

※ 業者コード

営業所一覧表(物品製造・役務の提供等)

番号		01				営業区域コード									
営業所の名称		船越営業所				01									
営業所の代表者	役職	所長													
	フリガナ	ヤマダ		シロウ		※左欄にセイ、右欄にメイを記載									
	氏名	山田		四郎		※左欄に姓、右欄に名を記載									
営業所の所在地	郵便番号	028	-	1371											
	都道府県	岩手県													
	市区町村	下閉伊郡山田町													
	町名番地	船越第6地割52番地8													
連絡先	電話番号	0193	-	84	-	3232	(内線番号)	100							
	メールアドレス	eigyou			@	yamada.jp									

FAX:0193-84-3097

← ファックス番号がある場合は、余白部分に記載をお願いします。

番号		02				営業区域コード								
営業所の名称														
営業所の代表者	フリガナ					※左欄にセイ、右欄にメイを記載								
	氏名													
営業所の所在地	郵便番号		-											
	都道府県													
	市区町村													
	町名番地													
連絡先	電話番号		-		-		(内線番号)							
	メールアドレス				@									

1 この様式には、契約締結権限を委任する営業所等について記載してください。なお、委任先(代理人)は1者に限ります。

2 この営業所一覧表を作成した際は、委任状(様式第5号)、使用印鑑届(様式第6号)を併せて提出してください。

※ 契約締結権限を営業所等の代理人に委任しない場合は、この様式は作成不要です。

記載要領

- 1 本表は、申請先地方公共団体の競争に参加するに当たって、本社(店)から受任する支店等営業所の状況について、申請日時点で作成すること。
- 2 「電話番号」欄における市外局番、市内局番及び番号については、(1)を用いずに、数字のみを記載すること。
- 3 「メールアドレス」欄には、申請先地方公共団体からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載すること。
- 4 「営業区域コード」欄には、その営業所が営業する区域について、該当するコード(記載要領参照)を記載すること。
- 5 記載欄が不足する場合には、同一の様式を用いて2頁目以降を作成すること。

## (記載例)

### 証 明 願

この様式は、山田町に納税義務がある  
場合に提出してください。

※ 山田町内に本店又は営業所を有する  
申請者は必ず提出してください。

令和 6 年 〇 月 〇 〇 日

山田町長 佐藤 信逸 様

所在地、会社名を記入し、山田町役場税務課  
にて証明を受けてください。(願出人欄の押印  
は不要です。)

法人の代表者が山田町に住所を有している場  
合は、代表者個人分についても証明を受けてく  
ださい。

願出人 所在地 (住所)

山田町八幡町 3 番 2 〇 号

会社名 (氏名)

山田産業株式会社  
代表取締役 山田 太郎

願出人にかかる町税は、滞納がないことを証明願います。

上記願出のとおり滞納がないことを証明する。

令和 年 月 日

山田町長 佐藤 信逸



# (記載例)

※欄は記入しないこと。

※登録番号	※受付番号

## 官公庁に対する営業実績額調書

単位：千円

営業品目 コード	官公庁に対する契約実績			
	相手方の名称	契約内容	契約金額	履行（納入）年月
0701	山田町役場	備品（テレビ）購入 1台	50	令和4年2月

希望する営業品目について、申請書を提出する日の**直前2年間に**、国（公社及び公団を含む。）、地方公共団体等を相手方とする契約実績がある場合は、当該実績について各欄に記載してください。該当する実績がない場合は、未記載のまま提出してください。

※ この調書は、入札及び見積に係る業者選定や契約保証金を免除要件に該当するか判断するための資料として使用するものです。

官公庁に対する契約実績とは、国（公社及び公団を含む。）、地方公共団体等に対する契約実績をいう。

「競争参加資格希望営業品目表（様式4-1①）」に記載した希望営業品目と同じコードを記入してください。

# (記載例)

様式第2号

※欄は記入しないこと。

※登録番号	※受付番号

## 代理店・特約店等調書

営業品目 コード	品名	メーカー名	区分		
			代理店	特約店	その他
0701	テレビ	00000	○		

- 1 申請者が、メーカーの代理店又は特約店等である場合は、「競争参加資格希望営業品目表(様式4-1①)」に記入した希望営業品目のうち、該当するコードの番号、品名及びメーカー名を記載してください。
- 2 「代理店」「特約店」の区分については、該当する欄に「○」を記入してください。区分が「その他」である場合は、その内容を具体的に記入してください。

該当する区分の欄に○をつけること。その他(取扱店等)の場合は、具体的に記入すること。

「競争参加資格希望営業品目表(様式4-1①)」に記載した希望営業品目と同じコードを記入してください。

(記載例)

※欄は記入しないこと。

※登録番号	※受付番号

許可・認可等調書

営業品目 コード	有している許可・認可・登録・資格等の名称
0501	揮発油販売業者登録通知書
	<p>1 営業に関し、許可又は認可等を必要とする場合は、「競争参加資格希望営業品目表(様式4-1①)」に記入した希望営業品目のうち、該当するコード及び許可又は認可等の名称を記載してください。</p> <p>2 必要な許可又は認可等は別表「営業品目分類表」中「関係する資格・許可・登録の例」において例示していますが、これ以外にも営業に当たって必要な許可又は認可等がある場合はそれらも記載してください。</p> <p>3 確認資料として、記載した許可又は認可等を証明する書類(写し可)を添付してください。</p>

許可・認可・登録・資格等を受けていることを証明する書類(写し可)を添付すること。

「競争参加資格希望営業品目表(様式4-1①)」に記載した希望営業品目と同じコードを記入してください。

## (記載例)

様式第4号

※欄は記入しないこと。

※登録番号	※受付番号

### 印刷機械設備等内訳書

区 分	人 員	機 械 設 備 等		
		品名 (ソフトも含む)	数 量	その他 (対応サイズ等)
版 下				
製 版	5	〇〇〇〇〇	1	A3版
刷 通				
製 本				
企画編集 デザイン				
事務・営業				
その他				

印刷製本(営業品目コード「0401~0404」)への  
登録を希望する場合は、各区分に係る人員、機械  
設備等を記載の上、本様式を提出してください。

取扱印刷物 (例：ポスター、封筒、カラーパンフレット、ダイレクト印刷等)

<p><b>広報誌、記録誌、ポスター、封筒</b></p> <div data-bbox="343 1384 1311 1534" style="border: 2px solid blue; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"><p style="text-align: center;">具体的な取扱品目(印刷物)名を記入してください。</p></div>
---

# (記載例)

様式第5号

※欄は記入しないこと。

※登録番号	※受付番号

## 委任状

令和6年2月〇〇日

山田町長 佐藤 信逸 様

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1(共通様式))」の記載内容と一致させてください。

また、押印する印鑑は、印鑑証明書の登録印としてください。

住所(所在地) 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

商号又は名称 山田産業株式会社

代表者職氏名 代表取締役 山田 太郎 ⑩

私は、下記により代理人と定め、令和6年4月1日から令和7年3月31日まで下記の権限を委任します。

委任期間は、資格者名簿の有効期間としてください。

記

1 代理人 住所(所在地) 岩手県下閉伊郡山田町船越第6地割52番地8

商号又は名称 山田産業株式会社 船越営業所

職・氏名 所長 山田 四郎

使用印

委任先(代理人)は1者に限ります。

2 委任事項

- (1) 入札及び見積りに関する件
- (2) 契約の締結に関する件
- (3) 保証金の納付、還付請求及び領収に関する件
- (4) 代金の請求及び受領に関する件
- (5) 契約の履行に関する件
- (6) 復代理人の選任及び解任に関する件
- (7) 前各号に付随する件

入札、契約等に使用する代理人の印鑑を押印してください。

この様式は、入札・契約等の契約締結権限を営業所長等の代理人に委任する場合に提出してください。

本様式の提出に当たっては、上記の7項目全てを代理人に委任することが条件です。

## (記載例)

様式第6号

※欄は記入しないこと。

※登録番号	※受付番号

### 使用印鑑届

令和6年2月〇〇日

山田町長 佐藤 信逸 様

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1(共通様式))」の記載内容と一致させてください。

また、押印する印鑑は、印鑑証明書の登録印としてください。

住所(所在地) 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

商号又は名称 山田産業株式会社

代表者職氏名 代表取締役 山田 太郎 ①

私は、下記の印鑑を山田町との入札(見積)、契約の締結並びに代金の請求及び受領に使用したいのでお届けします。

記

契約書及び請求書に使用する印鑑を押印してください。

※ 契約締結権限を委任する場合は、「委任状(様式第5号)」の受任者印を押印してください。

使用印  
(代表者印)

この様式は、次のいずれかに該当する場合に提出してください。

- ・ 入札・契約の締結等に使用する印鑑が実印(印鑑証明書の登録印)と異なる場合
- ・ 委任状(様式第5号)を提出する場合

# (記載例)

様式第7号

※欄は記入しないこと。

※登録番号	※受付番号

## 資本関係・人的関係調書

令和6年2月〇〇日

山田町長 佐藤 信逸 様

「一般競争(指名競争)参加資格審査  
申請書(様式1(共通様式))」の記載内  
容と一致させてください。  
また、押印する印鑑は、印鑑証明書  
の登録印としてください。

住所(所在地) 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

商号又は名称 山田産業株式会社

代表者職氏名 代表取締役 山田 太郎 ⑩

このことについて、山田町に対して競争入札参加資格の申請を行っている(競争入札参加資格を有している)資本関係・人的関係を有する他の会社は、下記のとおりです。

記

1 資本関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○をすること。)

(1) 親会社等(会社法第2条第4号の規定によるもの)

本店住所	岩手県下閉伊郡山田町八幡町〇番〇号
商号又は名称	山田建設株式会社
本店電話番号	0193-82-〇〇〇〇

(2) 子会社等(会社法第2条第3号の規定によるもの)

本店住所	岩手県下閉伊郡山田町八幡町△番△号
商号又は名称	山田コンサルタント株式会社
本店電話番号	0193-82-△△△△

2 人的関係に関する事項 該当の有無 有 ・ 無 (どちらかに○をすること。)

役職	氏名	兼任先の商号又は名称	兼任先役職
代表取締役	山田 太郎	山田建設株式会社	常務取締役

1 該当がない場合でも必ず作成し、提出してください。

2 該当有りとなる基準については、次ページの「様式第7号記載要領」を参照してください。

3 記載欄が足りない場合は、本様式の2枚目以降を作成してください。

## 様式第7号記載要領

1 資本関係・人的関係調書（様式第7号）は、資本関係・人的関係の有無にかかわらず、全ての申請者が提出してください。

2 資本関係・人的関係とは、次の(1)、(2)をいいます。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、子会社（会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続き中の会社（以下「更生会社等」という。）である場合を除く。

- ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合
- イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する2者の場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社等である場合を除く。

- ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

※親会社、子会社の定義  
(会社法)

第2条第3号（子会社の定義）  
会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2条第4号（親会社の定義）  
株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

※役員 の定義

- 1 会社の代表権を有する取締役（代表取締役）
- 2 取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）
- 3 会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人
- 4 委員会設置会社における執行役又は代表執行役

(イメージ図)

```

graph TD
    A[A社] --- B[B社]
    A --- C[C社]
    A -.- D[D社]
            
```

① 親子関係  
② 親会社と同じ子会社同士  
③ 取締役兼任

該当基準

- ① 親会社と子会社の2者
- ② 親会社を同じくする子会社同士
- ③ 役員 の兼任等

凡例

- 資本関係の繋がりあり
- ..... 役員等の兼任あり

※ ①、②について、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。

※ ③について、会社の一方が更生会社又は再生手続き中の会社である場合は除く。



※必ずこの様式を使用してください。

山田町長 佐藤 信逸 様

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1(共通様式))」の記載内容と一致させてください。

また、押印する印鑑は、印鑑証明書の登録印としてください。

所在地 岩手県下閉伊郡山田町八幡町3番20号

商号又は名称 山田産業株式会社

代表者 代表取締役 山田 太郎 印

暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書

私は、山田町が山田町暴力団排除条例(平成25年山田町条例第8号。以下「条例」という。)に基づき、公共工事の発注、物品の購入その他の町の事務により暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、別記の記載事項を読み了承した上で、下記事項について誓約します。

記

- 1 私は、条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。
2 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、山田町から追加資料の提出を求められたときは、別に指定する期日までに提出します。
3 私は、本誓約書1の該当の有無を確認するため、本誓約書、入札参加資格審査申請書その他の書類の全部または一部(書類の記載内容の抜粋を含む。)を宮古警察署等に提供することに同意します。
4 宮古警察署等からの通報又は山田町からの照会に対する宮古警察署等からの回答により、私が本誓約書1に該当することが確認された場合は、各資格等規程の定めるところに従い、入札参加資格の不認定又は取消しを受けるとともに、その他の排除措置に従います。

役員等一覧

令和6年2月〇〇日

Table with 6 columns: 役職, 氏名, 氏名のカナ(カタカナ), 性別(男・女), 生年月日(大正T, 昭和S, 平成H, 令和R), 住所. Includes a blue-bordered box with instructions: 法人の場合は、監査役も含めた登記されている全ての役員を記載してください。役員が多いため、本様式の枠内に書ききれない場合は、記入欄を適宜追加してください。

注1 この表には、次に該当する者について記載してください。(1) 法人にあつては、登記されている全ての役員(辞任・退任した役員は記載不要)(2) 個人にあつては、その者(事業主)
注2 記載された個人情報は、宮古警察署等に暴力団等の照会を行う目的のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。
注3 記入欄が不足する場合は、適宜追加してください。

# (記載例)

様式第 8 号

※欄は記入しないこと。

※ 登 録 番 号	※ 受 付 番 号

## 一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届

令和 6 年 〇〇 月 〇〇 日

山田町長 佐藤 信逸 様

「一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式 1(共通様式))」の「申請者」欄の記載内容と一致させてください。ただし、「住所(所在地)」「商号又は名称」「代表者職氏名」に変更があった場合は、変更後の内容で記載してください。

また、押印する印鑑は、印鑑証明書の登録印としてください。

住所(所在地) **岩手県下閉伊郡山田町中央町 1 番 2 号**

商号又は名称 **山田産業株式会社**

代表者職氏名 **代表取締役 山田 一郎** ①

担当者 所 属 **総務部**

職・氏名 **山田 二郎**

電話番号 **0193-84-3232**

先に提出しています物品購入等に係る一般競争（指名競争）参加資格審査申請書の記載事項が、次のとおり変更となりましたので、関係書類を添えて届け出ます。

変更事項	変更前	変更後	変更年月日
代表者	山田 太郎	山田 一郎	令和 6 年 〇 月 〇 日
所在地	岩手県下閉伊郡山田町八幡町 3 番 20 号	岩手県下閉伊郡山田町中央町 1 番 2 号	令和 6 年 〇 月 〇 日
<p><b>異動等により当初の申請内容に変更が生じた場合には、本様式に当該変更内容を記載し、下記の添付書類とともに速やかに山田町役場財政課まで提出してください。</b></p>			

※添付書類

変更事項	添 付 書 類
商号又は名称	・登記事項証明書（商業・法人登記）（写し可） ・印鑑証明書（写し可）及び使用印鑑届（様式第 6 号）（登録印鑑が変更の場合）
所 在 地	・登記事項証明書（商業・法人登記）（写し可） （本店又は登記されている営業所等の所在地が変更の場合）
代 表 者	・登記事項証明書（商業・法人登記）（写し可）（法人の代表者が変更の場合） ・印鑑証明書（写し可）及び使用印鑑届（様式第 6 号）（登録印鑑が変更の場合） ・町税の滞納がないことの証明書（証明願）（代表者個人の住所が町内の場合）
委 任 関 係	・委任状（様式第 5 号）
使 用 印 鑑	・印鑑証明書（写し可）及び使用印鑑届（様式第 6 号）
資本関係・人的関係	・資本関係・人的関係調書（様式第 7 号）
電 話 番 号	・添付書類不要で上記欄に記入
F A X 番 号	
その他の事項	・その他指示する書類

## 別表

営業品目分類表

業種	コード	営業品目名	品目等例	関係する資格・許可・登録の例	
物品の製造又は販売	事務用品・事務機器	0101	紙類	上質・中質・更紙 複写機用紙 製図用紙	
		0102	文房具	文房具全般	
		0103	事務機器	穿孔機 紙折り機 丁合機 裁断機 黒板 掲示板 金庫 レジスター ラミネーター シュレッダー	
		0104	OA機器	パソコン パソコン周辺機器 外部メモリ	
		0105	印刷機、複写機	プリンター コピー機 トナー インク	
		0106	印章	印鑑 ゴム印	
	家具	0201	木製家具	応接用家具 書架 キャビネット	
		0202	金属製家具	事務用家具 書架 ロッカー	
		0203	学校用家具	教室用机 椅子 生徒用ロッカー	
		0204	室内装飾	カーテン ブラインド 暗幕 紅白幕	
	衣類・日用品	0301	繊維系衣類	制服 作業服 防寒着 軍手	
		0302	ナイロン・ゴム製品	合羽 ヤッケ 長靴 ゴム手袋	
		0303	革製品	安全靴 革手袋	
		0304	寝具	布団 毛布 タオルケット	
		0305	日用品	金物 清掃用品 台所用品 乾電池 その他日用品	
	印刷製本	0401	一般印刷	活版 平版 カラー印刷 軽印刷	
		0402	封筒印刷		
		0403	地図印刷		
		0404	製本	一般印刷物 地図 フォーム パン フレット 製本	
	燃料	0501	車両・機械用燃料	ガソリン 軽油 混合油	揮発油販売業者登録通知書 石油販売業開始届出書 石油製品販売業者之証 危険物取扱所設置許可証
		0502	暖房用燃料	灯油 A重油	石油販売業開始届出書 石油製品販売業者之証 危険物取扱所設置許可証

業種	コード	営業品目名	品目等例	関係する資格・許可・登録の例	
物品の製造又は販売	燃料	0503	プロパンガス	液化石油ガス販売事業登録(通知書) 高圧ガス販売事業届 石油販売業開始届出書 石油製品販売業者之証 危険物取扱所設置許可証	
		車両・船舶	0601	一般車両	軽自動車 軽トラック 乗用車 ライトバン 小型トラック
	0602		バス、トラック	中型自動車運転免許又は大型自動車運転免許が必要な車両	
	0603		緊急車両	消防用ポンプ車 救急車	
	0604		特殊車両	除雪車 グレーダー トラクター フォークリフト	
	0605		バイク、自転車		
	0606		船舶	動力船 ボート 水上バイク 船外機	
	0607		車両・船舶用品	タイヤ バッテリー ウォッシャー 液 ドライブレコーダー	
	機械・器具	0701	一般家電機器	テレビ 冷蔵庫 掃除機 空気清浄機	
		0702	通信機器	電話機 電話交換機 無線機 トランシーバー	
		0703	情報処理機器	サーバ 大型コンピュータ	
		0704	農林用機器	草刈機 チェーンソー 芝刈機	
		0705	作業用機器	工作機械 ミシン 洗車機 発電機 電動工具 エアーコンプレッサー 投光器	
		0706	冷暖房機器	ストーブ ファンヒーター ルーム エアコン 冷風機 扇風機 サーキュレーター	
		0707	電源機器	無停電電源装置 ポータブルバッテリー ジャンプスターター	
		0708	その他	水中ポンプ ドローン	
	計測機器	0801	計測機器	はかり	非自動はかり、分銅、おもり (家庭用を除く):特定計量器 販売事業届出書
		0802	測量機器	トランシット レベル GPS測量 機器	

業種	コード	営業品目名	品 目 等 例	関係する資格・ 許可・登録の例	
物品の製造又は販売	計測機器	0803	測定機器	大気汚染測定機 水質汚濁測定器	
		0804	観測機器	水位系 雨量計 流量計	
		0805	監視機器	防犯カメラ	
		0806	水道メーター		指定製造事業者指定書
	写真光学機器	0901	写真用品	デジタルカメラ ビデオカメラ カメラレンズ	
		0902	現像	写真現像 写真引き伸ばし	
		0903	光学機器	映写機及び関連用品 顕微鏡 望遠鏡 双眼鏡 プロジェクター	
	厨房機器	1001	家庭用厨房機器	ガス湯沸かし器 ガスコンロ	
		1002	業務用厨房機器	大型冷蔵庫 煮炊き釜 製氷機	
		1003	厨房用品	配膳台 カート 調理器具 食器	
	消防・防災用品	1101	消防・防災用品	ヘルメット 耐火服 懐中電灯 救命胴衣	
		1102	避難所用品	段ボールベッド パーテーション 屋内テント	
		1103	消防機器	可搬ポンプ 消防用ホース 消火器	
		1104	防災機器	火災報知器 ガス警報器	
		1105	非常食	備蓄用米 保存水 クラッカー	
		1106	その他	オイルフェンス 油吸着マット	
	医療・衛生用品	1201	衛生機器	紫外線殺菌装置 洗面台 トイレ機器	医療機器製造販売業許可証 管理医療機器に当たるもの： 管理医療機器販売業届出済証
		1202	高度管理医療用機器	A E D	高度管理医療機器等販売業許可証
		1203	医療備品	車椅子 血圧計 身長・体重計 体温計 計 機能訓練装置 担架	医療機器製造販売業許可証 管理医療機器に当たるもの： 管理医療機器販売業届出済証
		1204	衛生用品	マスク 消毒液 石鹸 防護服	消毒用アルコール：アルコール販売事業許可書
		1205	衛生系紙類	トイレットペーパー ペーパータオル ウェットティッシュ	
	薬品	1301	医療用薬品	医薬品 ワクチン	医薬品販売業許可証 毒物劇物に当たるもの：毒物劇物販売業登録票
		1302	消毒用薬品	プール用薬品 水道施設用薬品	毒物劇物販売業登録票

業種	コード	営業品目名	品目等例	関係する資格・許可・登録の例	
物品の製造又は販売	薬品	1303	農業用薬品	除草剤 殺虫剤 肥料	農薬販売届 肥料販売業務開始届出書 毒物劇物に当たるもの：毒物劇物販売業登録票
		1304	工業用薬品	消石灰	毒物劇物に当たるもの：毒物劇物販売業登録票
	教育用品	1401	学校用教材	他の種目に該当するものを除く	
		1402	保育用教材	他の種目に該当するものを除く	
		1403	図書	教科書 指導書	
		1404	CD、DVD	音楽用CD 鑑賞用DVD	
		1405	スポーツ用品	体育用器具 スポーツ用品全般	
		1406	楽器	楽器 音楽用品	
		1407	遊具	公園遊具 保育用遊具	
	建設・建築資材	1501	資材	砂利 セメント 側溝 ヒューム管 塗料 土のう袋	
		1502	道路資材	道路標識 カーブミラー 融雪剤 カラーコーン バリケード	
		1503	組立ハウス	物置 プレハブハウス 仮設トイレ	
		1504	その他	人工芝 畳 木材 ガラス 境界杭	
	その他物品	1601	選挙用品	投票箱 記載台	
		1602	徽章、旗	徽章 旗 トロフィー のぼり 横断幕 懸垂幕	
		1603	染物		
		1604	食料品	生鮮食品 弁当	食品営業許可証 食品衛生法許可証 米穀小売業届出
		1605	その他	上記のいずれにも属さない物品	
	修繕類	1701	事務機器	パソコン プリンター その他事務機器	
		1702	冷暖房機器	ボイラー ファンヒーター エアコン	
		1703	電気機器	家電 街灯	街灯：電気工事士免状
		1704	消防機器	ポンプ ホース	
		1705	自動車	車検 整備 一般修理 板金作業	普通・小型・軽自動車分解整備事業認証書
1706		特殊車両	車検 整備 一般修理 板金作業	普通・小型・軽自動車分解整備事業認証書	

業種	コード	営業品目名	品目等例	関係する資格・許可・登録の例
修繕類	1707	機械器具	草刈機 電動工具 水中ポンプ 発電機	
	1708	遊具	公園遊具	
	1709	船舶	船体 エンジン	
	1710	建具	ガラス サッシ ドア・床・壁補修	
	1711	その他		
物品の借上げ	1801	建設機械	建設用重機・機械	
	1802	事務機器	パソコン 通信機器 電気機器	
	1803	印刷機、複写機		
	1804	自動車		自家用自動車有償貸渡許可書
	1805	仮設建物	プレハブハウス テント 仮設トイレ	
	1806	その他	敷鉄板	
物品の売払い	1901	自動車等古物	公安委員会が発行する「古物商許可」を必要とする物品売払い	古物商許可証
	1902	古紙、ビン類、ペットボトル		
	1903	金属くず		
	1904	その他		
役務の提供	2001	屋内清掃	建物内部清掃 床面ワックスがけ ガラス清掃	建築物清掃業登録証明書（未登録でも業務は可能）
	2002	屋外清掃	公園等清掃 屋外トイレ清掃	
	2003	管渠清掃	下水道管清掃 暗渠清掃	
	2004	クリーニング	衣類 毛布	クリーニング所開設検査確認証
	2005	除草作業	草刈 除草剤散布	
	2006	林務作業	剪定 伐採 植樹	
	2007	空調機械運転操作	エアコン ボイラー	
	2008	飲料水貯水槽清掃		建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書
	2009	貯油槽清掃		
	2010	建築物空気環境測定	室内空気環境測定 ばい煙測定	室内空気環境測定：建築物空気環境測定業登録証明書
	2011	飲料水水質検査		建築物飲料水水質検査業登録証明書
	2012	害虫等防除	燻蒸 薬剤散布	建築物ねずみ昆虫等防除業登録証明書

業種	コード	営業品目名	品目等例	関係する資格・許可・登録の例
役務の提供	2013	ビル管理		建築物環境衛生管理技術者
	2014	警備	巡回 常駐 機械警備	警備業認定証 営業所設置等届出書 機械警備業務開始届出書
	2015	当直	宿日直	
	2016	一般廃棄物処理	一般廃棄物収集運搬 資源ゴミ収集運搬	一般廃棄物収集運搬業許可証
	2017	産業廃棄物処理	産業廃棄物収集運搬	産業廃棄物収集運搬業許可証
	2018	特別管理産業廃棄物処理	特別管理産業廃棄物収集運搬	産業廃棄物収集運搬業許可証 (特別管理産業廃棄物に当てはまるものについての許可)
	2019	廃棄文書処理	機密文書シュレッダー処理 一般文書リサイクル回収	
	2020	貨物運送	一般貨物輸送 文書配送	貨物自動車運送業許可証 貨物利用運送事業許可証
	2021	旅客運送	貸切バス運行	一般貸切旅客自動車運送事業許可(免許)
	2022	公用車両運行	スクールバス運行 給食配送車運行	大型自動車運転免許 中型自動車運転免許
	2023	コンピュータ関連	ソフトウェア・プログラム等のシステム開発	
	2024	各種調査・計画策定	文化財調査 課税調査 計画策定 (建設関連業務に当てはまらないもの)	
	2025	事務処理	議事録調整 レセプト入力(建設関連業務に当てはまらないもの)	
	2026	水道検針		
	2027	漏水調査	水道管漏水調査	
	2028	給食調理		
	2029	イベント企画・運営		
2030	その他			
保守点検	2101	浄化槽		浄化槽保守点検業者登録通知書 し尿浄化槽保守点検業者登録通知書
	2102	消防設備		消防設備業届出書 甲種・乙種消防設備士免状
	2103	昇降機		昇降機等検査員資格者証



業種	コード	営業品目名	品目等例	関係する資格・許可・登録の例
保守点検	2104	自家用電気工作物		電気主任技術者免状 電気工事士免状
	2105	自動ドア		自動ドア施工技能士
	2106	複写機、印刷機		
	2107	通信設備	電話交換機 無線機 テレメーター	
	2108	コンピュータ関連	システム管理 保守データ入力	
	2109	空調設備	エアコン ボイラー	
	2110	衛生設備	ジェットパーフェクター	
	2111	公園遊具		公園施設製品安全管理士 公園施設製品整備技士 公園施設点検管理士 公園施設点検技士
	2112	その他		
施設維持管理	2201	公園		
	2202	上水道施設		
	2203	下水道施設		
	2204	町営住宅		
	2205	図書館		
	2206	博物館		
	2207	斎場（火葬炉）		
	2208	物産施設		
	2209	その他		
その他契約	2301	通信契約	携帯電話 タブレット S I M	
	2302	保険契約	傷害保険	
	2303	旅行手配		旅行業登録通知書 旅行サービス手配業登録通知書

※ この表に記載されていないものでも、営業に当たり資格、許可、登録等が必要な場合は、当該資格、許可、登録等を証する書面の写しを提出してください。